

姫路市優秀工事表彰基準

(優秀工事候補及び表彰件数)

1 姫路市優秀工事表彰要綱（以下「要綱」という。）第5条の優秀工事の候補は、要綱第2条の対象工事のうち、工事成績評定点が、原則として80点以上の対象工事とする。この場合において、要綱別表第1に規定する表彰対象部門ごとの件数比率に応じて表彰件数（以下「表彰枠」という。）を設定し、その合計は概ね10件とする。

(表彰の基準)

2 表彰は、次の各号のいずれかに該当する工事について行う。

（1）工事成績評定点が85点以上の工事

（2）工事成績評定点が80点以上85点未満の工事は、部門ごとの表彰枠まで評定点の順に割り当てる。なお、最終決定は次に掲げる項目を総合的に判断して行うものとする。

ア 施工が特に優秀であること。

イ 困難な施工条件への対応が特に優れていること。

ウ 安全対策における取り組みが特に優れていること。

エ 地域貢献における取り組みが特に優れていること。

オ 創意工夫における取り組みが特に優れていること。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に優れていると認めた工事

(内申の基準)

3 前項第3号に該当する工事のない場合は、要綱第5条の内申を省略することができる。

(適用除外)

4 第1項及び第2項（第2項第1号を除く。）の基準を満たすものであっても撤去工事、浚渫工事、調査工事、仮設工事及び専門的な工事で競争性のないもの等表彰に適さないものは、除外することができる。